

NO. 140

発行日 : 2024年1月1日

# 原発事故被害者 相双の会

## 連絡先

國分富夫 (会長)

## 住所

〒976-0052

福島県相馬市黒木字迎畑 91-12

電話 090 (2364) 3613

メール kokubunpitsu@gmail.com

## 事務局

鈴木宏孝 090-2909-6133 (浪江)

関根憲一 090-4889-3726 (富岡)

板倉好幸 090-9534-5657 (南相馬)

## 国民の命と健康を第一に考える国づくりへ市民運動 をひろげよう

2023年を振り返ってみると原発事故から間もなく13年、事故に対する反省どころか推進の方向へ舵を取ってきた。政治は勝手に進むものではなく、私たち市民の選択と要求が大きな政治判断につながらなければならない。

私たち自身が国という船が向かうべき方角を定め、人任せにせず、舵取りに関わる姿勢を持たなければ目的地に到着することはできない。国策として電力会社と原発を進めてきた結果、未曾有の事故を起こした国の責任は重大で逃れることはできない。

## 放射能汚染の環境基準が必要だ

京都大学複合原子力科学研究所 研究員 今中 哲二

原発事故からまもなく13年になる。汚染地域の放射線レベルは下がってきたものの、これからは半減期30年のセシウム137が主役であることを考えると、50年、100年の単位でまだまだ私たちは放射能汚染を相手にすることになる。

2011年3月に福島原発事故が起きたとき、放射能・放射線の取り扱いを規制する法律は、原子炉の運転管理に関する「原子炉等規制法」と大学などでの放射性物質の取り扱いに関する「放射線障害防止法」(現在は「放射性同位元素等規制法」)の2つだった。

私が勤務していた京都大学原子炉実験所は、ど

ちらの法律からも規制を受けており、私なりにどちらの内容も承知していた。当然ながら、原発事故は原子炉等規制法の対象となる。原子炉等規制法の考え方に従えば、一定レベル以上の放射能汚染が生じた場合には、まず一時管理区域を設定し、事業者の責任でしかるべく除染を行った後に管理区域解除を行う、という手順になる。

### ● 汚染対処特別措置法というザル法

福島原発事故では3つの原子炉がメルトダウンに至り、3月末には大規模な放射能汚染が明らかになった。1平方m当たり4万ベクレルという管理区域基準に従えば、福島市や郡山市を含め福島県

の半分以上の面積を一時管理区域に指定し除染を行う必要があった。

しかし、東京電力にそんな当事者能力はないし、「日本政府としてどうするんだろう」と思っていたところに出てきたのが、8月末に制定された「放射性物質汚染対処特別措置法」だった。この特措法の一番のキモは、「事故由来放射性物質」というコトバ（概念）を作り出して、原発事故にともなう放射能汚染を「原子炉等規制法」の枠外としたことであった。

当時の私自身、「指定廃棄物」とか「特定廃棄物」といった新用語に振り回されて、なかなか気がつかなかったが、特措法が規制の対象としていたのは、下水汚泥や焼却灰など環境省が指定する廃棄物と除染作業で出てくる除去土壌など限られた汚染物だけで、放射能汚染一般ではなかった。

全村避難が行われていた飯舘村では、2014年から大規模除染が実施され、放射線量が下がったとして、2017年3月末に帰還困難区域の長泥地区を除き避難指示解除となった。

しかし、除染が行われたのは、田んぼや畑、住宅周辺、道路などであって、村の75%を占める山林では、「原子炉等規制法」や「放射線障害防止

法」に従えば許されないレベルの放射能汚染が手つかずに残されたままである。汚染対処特措法は、除染の対象とならなかった場所は放ったらかしで構わないというとんでもない「ザル法」だった。

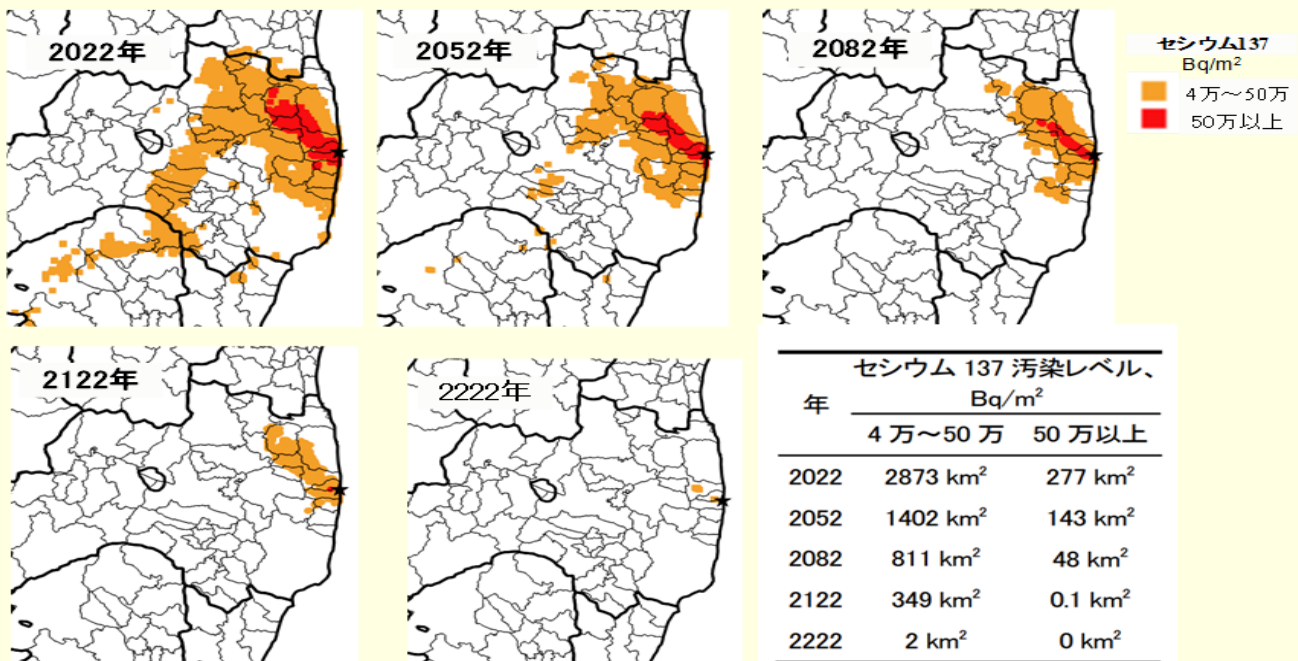
### ● 放射能汚染のハザードマップが必要

私たちの環境を守るための基本の法律は「環境基本法」で、環境基本法の下に、「大気汚染防止法」や「土壌汚染対策法」が定められている。実は、福島原発事故が起きるまでは、放射性物質は環境基本法の適用除外とされていた。原発事故を受けて、2012年に適用除外の条文は削除された。

つまり、政府・環境省は、放射能汚染についても人々が健康を維持するのに望ましい目標である「環境基準」を設定し、その実現に向けて努力すべきと定められた。しかし、それから10年経っても何も進められていない。政府・環境省は、放射性物質に関する環境基準を速やかに設定し、それに基づいて福島周辺の放射能汚染のハザードマップ（危険度地図）を作成すべきである。

そして地元自治体は、ハザードマップを基に放射能汚染の現状を人々に知らせ、標識の設置など余計な被曝を避けるのに必要な措置を講じるべきであろう。

## セシウム137汚染の現在とこれから



**50万 Bq/m<sup>2</sup>は、チェルノブイリの移住義務基準に相当**

## あの「6. 17 最高裁判決」から原発推進へ！

福島原発被害弁護団 市野綾子弁護士

### 《1年半前の6.17 最高裁判決》

2012年（私はまだ30代）に國分さんと避難者の皆さんと提起した避難者訴訟では、東電の原発事故責任を厳しく断罪する仙台高裁判決、最高裁も東電の上告を棄却して原告たちの勝訴判決は確定した。東電は原告たちに謝罪をし、私たち弁護団は、この勝訴判決と謝罪を武器に、原発事故被害救済を加速させよう、と意気込んでいた。

ところが、2022年6月17日、最高裁第2小法廷が、国に原発事故の法的責任はない、とする判決を出した。この最高裁判決は、法理論上、多くの誤りをもつだけでなく、判決の多数意見を構成した裁判官たちは、国と東電と深い関わり合いのある大手法律事務所の出身者や判決後にそうした事務所に就職した者たちである。この判決後、岸田政権は早々に原発推進政策を掲げている。

### 《昨年》

2023年3月10日、国と東電を被告とした「いわき市民訴訟」でも、仙台高裁は、6.17 最高裁判決に屈服し、原発事故の国の法的責任を否定した。この裁判体（裁判官から構成される裁判の審理機関）の裁判長は、避難者訴訟で、東電の原発事故責任を厳しく指弾した（非難して排斥すること）裁判官であった。

国は、国の不法行為責任がないという前提では、被害地域の原状回復も、被害者への救済策も、国が必要かつ可能だと認める範囲でし

か行わないだろう。原子力損害賠償法上も、国は、「必要があると認めるとき」に、東電の損害賠償を「援助」するだけである。

東電は、地元の理解を得るという約束を反故にし、原発から出た汚染水（「処理水」ともいう。）を浜通りの海に放出し始めた。原発は、反対する市民たちを押しつけ、国が国策として推進してきた。巨大企業である各電力会社は、原発を受け入れざるを得ない社会・経済基盤の弱い地域に原発をつくり、動かし、電力市場を独占し、巨万の富を得てきた。私たちの裁判の原告団の中には、東電を訪れ、福島原発の津波・浸水対策をするよう、何度も申し入れてきた人たちもいる。東電は、そんな人たちの声を傲慢に無視し、3.11 福島原発事故を起こした。しかも挙句に、「想定外」だとのたまった。

国の政策と電力会社の利益は、地元住民の命と健康と財産と人生と夢を犠牲にした。東京で費消される莫大な電力は、福島の人たち・地域の犠牲の上に得られてきた。だからこそ、何としても、国に原発事故の不法行為責任があることを最高裁で明確にし、国と東電が、被害者たちの目線に沿った被害回復を謙虚に講じる素地を作らねばならない。

というわけで、昨年は、8月から毎月17日午前8時半から最高裁前に立って、いわき市民訴訟上告審で国の法的責任を断罪する判決を出すよう要請し、裁判所の事務方に署名を渡す活動をおこなっている。要請行動の後は記者会見、集会も行っているの、皆さんも応援してください！



# 一年を振り返っておもう

弁護士 島 昭宏

## 坂道を転がり落ちるような世界

日本では、岸田首相が原発の運転期間延長と新設・増設、敵基地攻撃能力保有、軍事費2%などと血迷ったことを言い出した昨年につき、今年は防衛装備移転三原則を緩和して殺傷能力のある武器の輸出を可能とした。集団的自衛権行使に向けた準備も着々と進んでいる。

世界では、ロシアがウクライナ侵攻を始めて間もなく2年になり、パレスチナのガザではイスラエルによる大虐殺が再び始まった。塙と海に囲まれた狭い地域に連日爆弾が放り込まれ、考えられない数の子どもたちが殺されているというのに、誰もこれを真剣に止めようと思えないのだ。

人類はこれほどに無能で、世界はこれほどに理不尽だったのか。

## ロック・トーク・裁判

自分とはいえば、原発メーカー訴訟で提示した「ノー・ニュークス権（原子力の恐怖から免れて生きる権利）」を少しでも広く知ってもらうために始めたロック・バンド

「島キクジロウ&NO NUKES RIGHTS」として、シリーズ・イベント“REBEL BANQUET”（反抗の宴）をライブハウス下北沢 FLOWERS LOFT で5回開催。今年も2月以降隔月で開催予定だ。レベルミュージックの新しい拠点を作りたい。

3年前にオープンした銀座のダイニングバーcafe garage Howlin'では、21年からア

ライツ法律事務所10周年企画として、「新しい時代への私たちの役割」をテーマにトークイベント“サロン・ハウリン”を毎月第2土曜日に開催。自民党や共産党等の国会議員や経産官僚、医師、学者、企業経営者、市民活動家等から様々なヒントを得ている。

日本ペンクラブ理事・平和委員会委員長としては、コロナ禍もあり少し停滞していたが、この12月に緊急企画「ガザ危機へのメッセージ—こんなことが許される世界であってはならない—」を開催し、3月以降、「憲法と沖縄」をテーマに渋谷 LOFT9 にて”PEN THE PEACE”を隔月開催する。

裁判関係では、今年早々、原発同様に、リニアという何の必要性も公益性もなく、ひたすら環境を破壊するバカげた事業を止めるため

の訴訟を始めるために訴状を作成中だ。

## 僕たちはどう生きるか

命を削るほどの思いでひた走っているつもりでも、何一つ成果を上げることができていない。

もちろん、これでいいとは決して思わない。しかし、絶望するわけにはいかない。だから、今年も同じように、さらに新しいことを探しながら加速していくんだろう。自己満足かもしれない。でも、ほかにどんな生き方がある？

